

- 個人税制改革の景気刺激効果は限定的となる公算
- 連邦法人税率を現行の35%から20%へ引き下げることを提案
- 上院予算委員会が税制改革実現に向け、10年間で最大1.5兆ドルの財政赤字を容認

## 個人税制改革の景気刺激効果は限定的となる公算

9月27日、米トランプ政権と共和党幹部による税制改革骨子が公表されました。

内訳を見ますと、個人税制については、個人所得税の現在の7段階の限界税率を12%、25%、35%の3段階に簡素化することが提案されました（図表1）。

また、基礎控除を現行水準からほぼ倍増させることや、非子女扶養控除の新設などが盛り込まれました。

もっとも、財政均衡が意識され、従来の各種控除については、住宅ローン金利、②慈善寄付金など少数の例外を除き、廃止が提案されました。このため、個人税制改正に伴う景気刺激効果は限定的とみられています。

## 連邦法人税率を20%へ引き下げることを提案

一方、法人税制改革では、連邦法人税率を現行の35%から20%へ引き下げる、設備投資（構築物は除く）の全額費用処理を少なくとも5年間容認するなどの措置が提案されました。米国の法人実効税率は他国と比べ極めて高い水準にあります（図表2）。上記施策は、米国企業による設備投資を促し、その国際競争力を高める狙いがあるものとみられます。

また、米国に本社を置く企業の海外利益への課税については、現行の米国で納税する方式から、利益が生じた国で納税する方式への移行が提案されました。海外子会社からの配当は非課税とし、既存の海外留保利益についても、米国への環流を促す措置を講じる意向です。

## 上院予算委員会が10年間で1.5兆ドルの財政赤字容認

今回の骨子には、3段階の個人所得税率が適用される所得水準などが盛り込まれていません。また、連邦法人税率の20%への引き下げについては、10年間で2兆ドル程度の税収減につながるとの見方があり、最終的な税率の落としどころは不透明です。

しかしながら、9月29日、上院予算委員会は同財政委員会に対して、10年間で最大1.5兆ドルまでの財政赤字拡大を容認し、包括的な税制改革実現に向けた調整を行うよう指示しました。財政保守派の共和党議員も支援を明らかにするなど、前向きな動きもみられ、今後の議会審議の行方が注目されます。

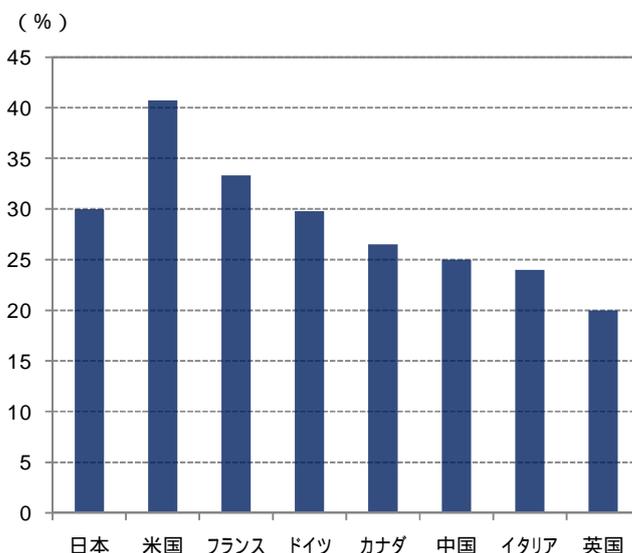
（2017年10月3日 9時30分執筆）

図表1 トランプ政権・共和党の税制改革骨子

項目	内容
<b>個人税制</b>	
所得税率変更	現在の7段階から12%、25%、35%の3段階に簡素化
基礎控除	現行水準からほぼ倍増させる
子女扶養控除増額・非子女扶養控除新設	子女扶養控除の減額開始所得水準を引き上げ。非子女扶養控除は500ドル
各種控除（住宅ローン金利・慈善寄付金を除く）	廃止
相続税	廃止
<b>法人税制</b>	
法人税の最高税率	現行の35%から20%へ引き下げ
設備投資の全額費用処理を容認	最低5年間容認（構築物は除く）
米国企業の海外利益に対する課税	従来の全世界課税方式（米国で納税）から源泉地国課税方式（利益が発生した国で課税）へ移行
既存の海外留保利益への課税	米国への資金環流を促進する措置を講じる

出所：ホワイトハウス資料よりアセットマネジメントOneが作成

図表2 法人実効税率の国際比較



出所：財務省のデータを基にアセットマネジメントOneが作成

（注）法人実効税率は法人所得に対する税率（国税・地方税）  
2017年1月時点の数値

上記図表などは、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆、保証するものではありません。

巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。

## 投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

### 【投資信託に係るリスクと費用】

#### ● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券（REIT）などの値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資をします。市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

#### ● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

##### ■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料：上限3.78%（税込）

換金時手数料：換金の価額の水準等により変動する場合がありますため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額：上限0.5%

##### ■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）：上限 年率2.6824%（税込）

上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

##### ■ その他費用・手数料

上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書（交付目論見書）等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用（上限額等を含む）を表示することはできません。

手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。

費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となる場合があります。

### 【ご注意事項】

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。
- 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は、
  1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象ではありません。
  2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
  3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。